

# Nabeshima Labor Management

November 11 2018

## 《 2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます!! ③ 》

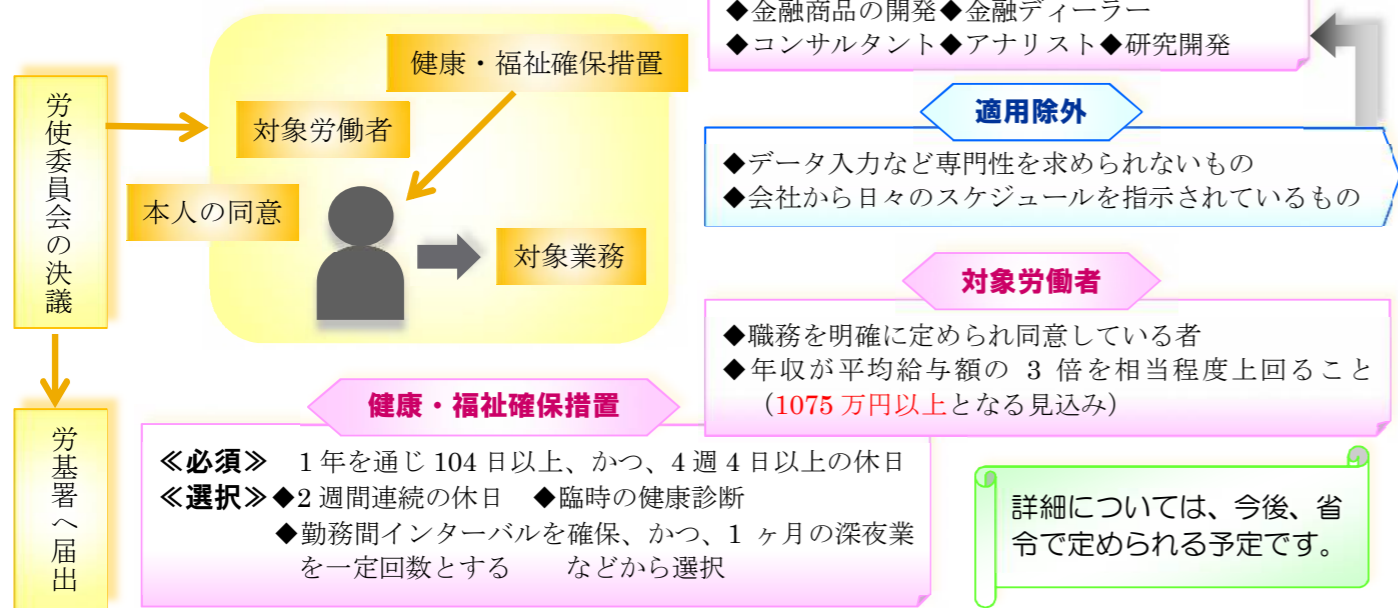
労働を時間で評価するのではなく、成果で評価するために、「時間外・休日・深夜」等の労働時間に関する制限を撤廃した働き方が可能となる「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」が創設されました。

### ①現在の労働基準法での「時間外・休日・深夜」労働に対する取り扱いと「高プロ」での取扱い

	時間外労働	休日労働	深夜労働	年次有給休暇
原則	1日8時間、1週40時間を超えて労働させる場合 ・労使協定の締結 ・割増賃金の支払	法定休日に労働させる場合 ・労使協定の締結 ・割増賃金の支払	22時から5時までの間に労働させる場合 ・割増賃金の支払	6ヶ月継続勤務し、その間8割以上出勤した場合 ・10労働日の有給休暇
裁量労働制（専門業務型・企画業務型）	みなし労働時間が法定労働時間超の場合 ・労使協定の締結 ・割増賃金の支払	同上	同上	同上
管理監督者	適用除外	適用除外	同上	同上
高プロ	適用除外	適用除外	適用除外	同上

「裁量労働制」も労働時間ではなく、成果で評価する点は共通しますが、裁量労働制は①対象となる業務の範囲が「高プロ」より広い、②年収要件がない、③割増賃金の支払いが必要になる、点で異なります。

### ②「高プロ」を導入するための要件は？



### まとめ

「高プロ」は、対象業務や年収要件等を考えると、現状では導入できる企業は限られてくることになり、一般的に導入しにくい制度であると言えるでしょう。  
また、「裁量労働制」や「管理監督者」においても、実際は要件を満たしていないケースも見受けられますので、再度確認が必要です。（時間外・休日労働が適用除外される「管理監督者」は労働基準法第41条2号に規定されているものであり、企業における「管理職者」と必ずしも一致しません。）

《筆者：古谷野孝弘》

### お知らせ

#### ◆健康診断の実施機関の変更について◆

毎年、当事務所では、**公益財団法人 宇都宮市医療保健事業団** のご協力を得て健康診断を実施してきましたが、来年より実施機関を **公益財団法人 栃木県保健衛生事業団** へ変更致します。

### 自然との共生



### わたしのひとこと

社会の流れが大きく変化している実態の一コマです。  
ある飲食店でのこと、家族とみられる4人の姿、食事の注文が終わった瞬間、4人が一斉に自分のスマホを出し、何やら夢中になって見入っている様子、決して不思議な光景ではないのかもしれませんが。検索すればすべてがその瞬間に分かり、こんな便利なものはありません。しかし、これはあくまでも便利な器具の一つ、人の心底まで読み取ることは不可能だと思います。人がお互いに顔を寄せ合い、目を見ながら語り合う、その姿はほとんど見られなくなってきました。職場でも近隣でも人との付き合いが希薄になってきているのは事実だと思います。スマホが生活の必需品になってしまったのかもしれませんが。便利さにつけ、人の心がこれに振り回されるようになったら何か怖いような気がしています。  
鍋島 勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

